

社会福祉法人富士宮福祉会
役員等 報酬等・費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人富士宮福祉会定款（以下「定款」という。）第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第16条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款5条に基づき置かれる者をいう。

2 報酬等は、法人と委任関係にある役員等（以下「役員等」という。）の職務執行の対価として支払われるものである。

(報酬)

第3条 役員等報酬は、勤務実態に即して支給することとし、その地位のみに基づく報酬は支給しない。

- 2 常勤及び非常勤の役員等には、報酬を支給することができる。
- 3 役員等報酬の種類は、日額報酬とし一日当たり3,000円を現金にて支給する。

(退職慰労金)

第4条 役員等が退任した場合は退職慰労金を任期満了後に支給する。

(費用弁償)

第5条 役員等が職務のために出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。

- 2 旅費の支給については、社会福祉法人富士宮福祉会旅費規程に準ずるものとする。

(改正)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経なければならない。

(その他)

第7条 本規程に定めるもののほか、必要な事項は評議員会の承認を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年12月5日から施行する。